帯広第一中学校 いじめ防止基本方針

1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を招く恐れがある。したがって、本校ではすべての生徒がいじめをせず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめに関する理解を深めることを旨としていじめ防止等の対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒はいじめをおこなってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるように、家 庭及び関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組 むと共に、いじめが疑われる場合は適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2. いじめ防止対策の基本となる事項

(1) 基本施策

- ①学校におけるいじめの防止
- ・生徒の豊かな心と人間関係を構築する能力を養うため、すべての教育活動に通じた 道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・家庭、地域、関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に取り組む生徒の自主的な 活動に対し、積極的に支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、 生徒会の取組等を活用し、いじめ防止のためのキャンペーンを実施する。
- ②いじめの早期発見のための措置
- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対し、定期的な調査を年2回実施するとともに、その他の必要な措置を講ずる。
- ・いじめ調査実施後、担任との教育相談を実施する。
- ・生徒及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう相談体制の整備を行 う。
- ③いじめの防止等のための資質向上
- ・いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ④インターネット等を通じて行われるいじめに対して
- ・生徒及び保護者が、発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われ

るいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、SNSの活用教室等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

- ①学校におけるいじめ防止等のための組織
- ・いじめの防止等を効果的に行うため次の機能を担う「生徒指導委員会」を設置する。
- 〈構成員〉 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導部、養護教諭、 特別支援教育コーディネーター、心の教室相談員、 スクールカウンセラー
- 〈活動〉 ・アンケート調査並びに教育相談に関すること
 - ・いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解 を深めること
 - ・いじめ事案に対する対応 その他、心身及び非社会的行動において気になる生徒の情報共有
- 〈開催〉 月2回を定例生徒指導委員会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合はいじめをやめさせ、その再発を防止するため、い じめを受けた生徒、保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保 護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行わせる措置等を 講ずる。
- ・いじめの関係者間においてトラブルを生じさせないように委員会内の共通理解を図 る。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び帯広警察署と 連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間、学校を欠席すること を余儀なくされている疑いがあるときは次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した場合は、帯広市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を結成する。
- ③組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④調査結果については、いじめを受けた生徒、保護者に対し、事実関係及びその他必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、い じめの未然防止と早期発見・早期解決に関することを評価項目に加え、適正に自校の取 組を評価する。

○いじめの対処方針の明確化

いじめ発見のきっかけ

発

- ○担任、養護教諭、担任以外の教員が発見
- ○当該生徒、保護者からの訴え

見

- ○アンケート調査、個人面談等より発見
- ○スクールカウンセラー等の相談員からの情報



各学年生徒指導担当教諭へ連絡

生徒指導主事に連絡

校長:「生徒指導委員会」を組織

生徒指導委員会

〈構成員〉校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導部、養護教諭、 学年主任、学級担任、特別支援教育コーディネーター、心の教室相談員、 スクールカウンセラー、その他(部活動顧問等)

- 〈役割〉・事実関係の把握、整理、総括
 - ・指導方針の検討、学年での取組、学級での取組
 - ・保護者への対応等検討
 - 教員間の情報共有、教育相談体制の構築、関係機関との連携
 - ・外部機関の窓口の一本化

いじめられた生徒の立場に立った対応

被害生徒	被害生徒の 保護者
安心感	事実の説明 指導方針

加害生徒	加害生徒の 保護者
毅然とし た態度	指導方針 生徒の心情説 明

他の生徒 いじめを告げる ことは命を守る ことであること を理解させる。



解消に向けた継続的な指導(未然防止)

*後指導

初期対応

- ・アンケートや面談による実態把握
- 教育相談体制の強化
- ・人間関係づくりを目指した取組
- 生徒主体の活動
- ・経過観察と連絡の定着